令和5年度 合同研修 市町を越えての体験交流 助成金交付

1. 主 旨

複数の市町公衛協が他の公衛協と合同研修を開催し、相互の活動について体験交流を行う際 広島県環境保健協会から開催経費を助成することにより、地域交流の促進の一助となることを 目的として、実施する。

2. 助成対象となる研修

主 体 研修の対象者	2団体以上の公衆衛生推進協議会で、次に該当すること。
	○市・町公衆衛生推進協議会
	○ブロック・支部・地区単位の公衆衛生推進協議会
	<注意事項>
	*窓口を担当する公衛協を決め、申請・報告等の事務手続きを行う。
	*双方の担当者で実施費用を勘案し、 助成金の分配額を決定 する。
	*実施日に関わらず、 申請順に年間6件 を目安とする。 *窓口としての申請・報告は1公衛協につき1回のみ可とする。
	概ね各団体から8名以上、併せて20名以上の参加があること(厳守)
切形の別家有	活動に関心のある公衛協や、先進的な取り組みを行う公衛協へ持
研修の内容	お掛けて実施を決定。研修の内容、日程などについては、主催する
	公衛協間の協議によって決定する。
	<研修内容>
	・相互の活動紹介や、意見交換
	・活動の体験実習 など
助成額	1件の申請につき最大 50,000円 (千円未満は切捨て)
	*事業申請に合わせて予算見積もりを添付
	(双方で費用を算出し、見積もりを作成する)
	*報告書により指定された口座へ1カ月以内に振り込む。
助成対象となる 経費項目	○交通費(高速道路利用代、バス借り上げ代、ガソリン代など)
	○教材費
	○印刷製本費 (配布資料など)
	○賃借料(研修会場借り上げ代、物品借り上げ代など)
	○保険料(研修内容に応じて、イベント保険などに入る場合) ○消耗品の購入(研修に必要な備品、消耗品等の購入)
	○雑費 はか
助成対象になら ない経費項目	×飲食費(弁当代、食事代など飲食に関わるもの)
	ただし、熱中症対策等に伴う参加者の飲料代に限り、1人あたり
	200 円以内且つ総助成額の1割以内で認めます。
	×旅費・謝礼金(日当、謝礼、車代など人に直接支払われるもの)
	×そのほか、助成するにあたり不適とみなされるもの

3. 申請方法

別紙申請書(様式①)に必要事項を記入のうえ、広島県環境保健協会地域活動支援センター へ申請書を提出する。

4. 助成の決定

審査の結果、助成が確定した公衛協へ決定通知を送付する。

5. 実施報告

別紙実績報告書(様式②-1)および助成金交付請求書(様式②-2)に必要事項を記入し、 広島県環境保健協会地域活動支援センターへ提出する。

助成金を複数か所に分けて振り込む場合は、振込先毎に請求書を提出する。 報告および請求は、事業終了後すみやかに行う。

6. 申込締め切り

令和6年2月29日(木)必着

7. 備 考

この助成は、環境・健康募金環保協配分金の一部を充てて実施する。

【問い合わせ先】

一般財団法人広島県環境保健協会 地域活動支援センター地域支援課 担当:清水・髙橋

TEL: 082-293-1512 FAX: 082-293-1524

メール: takami. shimizu@kanhokvo. com